

平成19年3月26日
消 防 庁**「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」等の一部改正に伴う通知**

平成16年に消防法の一部が改正され、平成18年6月1日より新築の一般住宅への住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置義務化がはじまりました。

感知器、中継器及び受信機についての技術上の規格は、これまで、火災信号を配線により送信又は受信するものみの基準でしたが、今回の改正により住宅用防災報知設備に使用するものについて、火災信号を無線により送信又は受信するものが利用できるようになりました。

今後、無線技術の利用により、一般住宅への住宅用防災報知設備の設置が容易になり、より一層の普及が期待されるところです。

このような背景を踏まえた「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」等の一部改正の内容について、その運用に十分配慮するとともに、都道府県内の市町村に対しこの旨周知するよう、[別紙](#)のとおり各都道府県消防防災主管部長等あて通知することとしましたので、お知らせします。

なお、今回の改正の概要は、以下のとおりです。

1. 住宅用防災報知設備に用いる感知器、中継器及び受信機について、無線によって火災信号を発信又は受信する機能を有するものを利用できることとするため、必要な試験方法等について定める。
2. 必要な用語の意義を定めるとともに、JIS 規格の廃止等に伴い、規定を整備する。

(事務連絡先)

総務省消防庁予防課 井上、松本

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533